

議事概要及び配布資料の公開について（案）

委員会規程第 7 条に基づく議事概要及び配布資料の公開については、以下によることとする。

（議事概要）

1. 事務局は、委員会の会議終了後、当該会議に係る議事概要を作成し、これを公開するものとする。

（配布資料）

2. 委員会で配布された資料は、原則として公開するものとする。ただし、高速道路会社の知的財産権を保護するため非公開とする必要のあるものその他委員長が委員会に諮って必要があると認めるものについては、非公開その他の必要な措置をとることができるものとする。